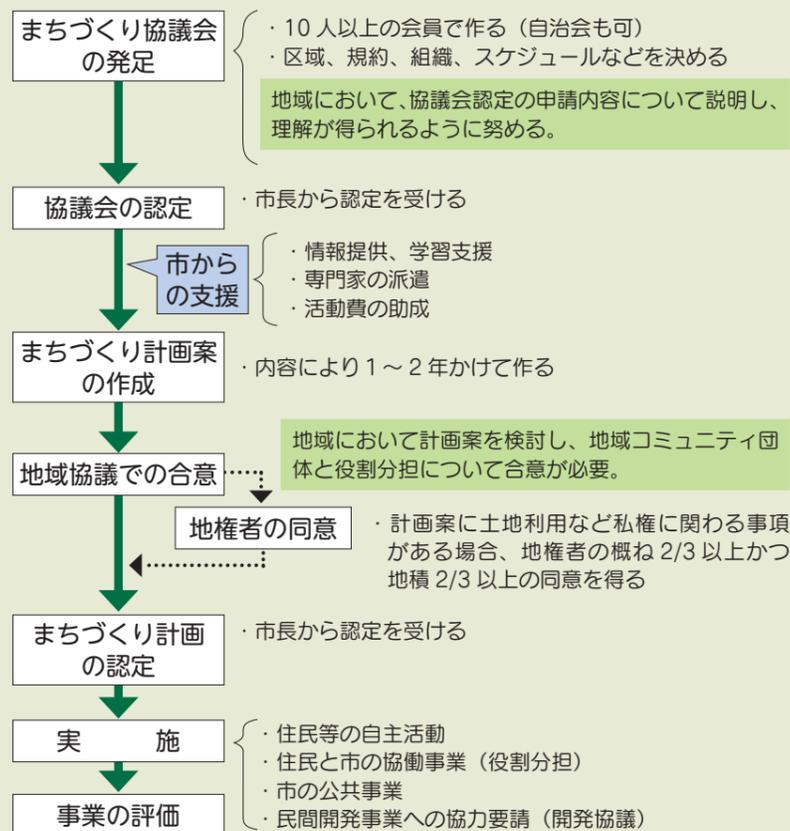


◎まちづくり計画策定の進め方



まちづくり協議会

区域住民やその区域に関わりをもつ人のうち、自発的に参画する人で組織します。区域に関わりをもつ人とは、通勤・通学者、区域外地権者などをいいます。まちづくり協議会は、認定の申請時において10人以上であることや区域、活動目的、運営方針、活動計画等が条例の趣旨に合うもので、活動計画に関係する地域コミュニティ団体に理解が得られるよう努め、活動計画の実現に支障がないことが認定の要件になります。

（活動中の協議会）
 ○広見東 ○若葉台 ○桜ヶ丘ハイツ

まちづくり計画

区域住民等が主体となつて行う自主事業や市と協働して行う事業の内容、役割分担等をまとめたものです。まちづくり協議会は、地域コミュニティ団体と協議を行い、計画内容についての役割分担などの合意のもとまちづくり計画の案を作成し、市長に提案します。

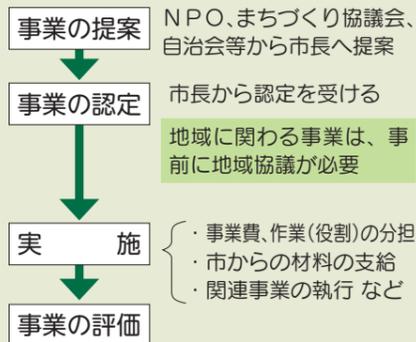
例）桜ヶ丘ハイツまちづくり計画の実施事業
 ○移動支援事業 ○お休み処事業

協働のまちづくり事業

まちづくり協議会、自治会等の地域コミュニティ団体などの市民公益活動団体からの提案によって実施します。まちづくり計画とは違い、特定事業を市と協働で行いたい場合に、協働のまちづくり事業を提案することができます。

（活動中の団体）
 ○里山若葉クラブ
 ○桂ヶ丘公園づくりわくわくワークス
 ○兼山駅跡地活性の会

◎協働のまちづくり事業の進め方



市民参画と協働のまちづくり条例を改正

市民が主役のまちづくり

平成16年の条例施行後、市内各地域で、市民によるまちづくり活動が広がっています。市は、このたび条例をさらに運用しやすいものとするための見直しを行いました。今号では、地域のまちづくりに活用していただくため、条例の主な内容についてお知らせします。

条例の一部を見直し

市は、平成16年7月に「市民参画と協働のまちづくり条例」を施行し、市民、事業者、市がお互いの立場を尊重し協力しながらまちづくりを進めています。

平成20年度からは、条例施行後の運用上の問題点などについて見直しを行ってきました。そして、学識経験者や各分野の団体の代表者などで構成されるまちづくり審議会の答申、議会の議決といった手続きを経て、10月1日、条例の一部改正を行いました。

改正のポイント

1 まちづくり協議会と自治会などとの関係

地域のまちづくりの担い手として自治会やまちづくり協議会などを「地域コミュニティ団体」として定義しました。また、地域における連

携を図っていただくために、市がまちづくり協議会、まちづくり計画を認定する際は、自治会などや協議会との連携および役割分担について確認します。

2 まちづくり計画と協働のまちづくり事業との違い

協働のまちづくり事業は、まちづくり計画（左ページ参照）とは違い、特定のテーマに特化した事業であることから、事業の回数、期間、助成金額などに一定の制限を設けました。

3 事業者によるまちづくりと地域との関係

事業者が行う経済活動や土地利用行為などの事業活動は、まちづくりの重要な要素であり、事業者もまちづくりに協力することが要請されています。

事業活動によって自治会などの地域コミュニティ団体の活動に影響が予想されるときは、事業者はその整



合を図るよう努めます。

4 手続きの簡素化、様式化

手続きを分かりやすくするため、様式を簡素化し、手続きが必要なものについては様式化しました。

条例の目指すところ

1 市民参画と協働によるまちづくりの推進

人口減少、少子高齢化、地方分権の進展を背景に、行政主導のまちづくりから、市民が主体的に参画し行政と協働するまちづくりへと移行するため、市民・事業者・市がそれぞれの役割を分担したまちづくり活動を進めます。

2 土地利用における適正な規制誘導

良好な都市環境を形成し保全していくため、地域特性に配慮した適正な土地利用の規制誘導を行います。

地域のまちづくりをお手伝い

市は、地域の皆さんがまちづくり計画を策定される際には、まちづくり協議会からの申請に基づいて、情報提供、技術的支援、活動費の助成を行っています。

情報提供においては、市の資料提供のほか、市職員が会議に出席して説明するなどの取り組みを行います。

また、まちづくり計画をいかなる際に、専門的な知識、経験が必要とされる場合には、専門家を公費で派遣するなどの技術的支援を行います。

活動費についても、協議会として行う会議の資料づくりなどの費用を助成します。ただし会員への報酬や賞金、食糧費などは対象外となります。

なお、協働のまちづくり事業の実施団体には、役割に応じて材料などの現物支給や情報提供、技術的支援を行います。

まちづくり条例の活用を

市は、条例によるまちづくり計画や協働のまちづくり事業を、推進していきます。みなさんの地域でも、条例を活用しながら協働のまちづくりを進めていきましょう。

問合せ まちづくり推進課